

高槻市民間保育所等資格取得支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「保育人材確保事業の実施について（令和6年5月30日付こ成保第312号、こども家庭庁成育局通知）」の別添1「保育士資格等取得支援事業実施要綱」に定めるもののほか、本市における保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育教諭 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第15条第1項に基づく職員
- (2) 幼稚園 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する施設
- (3) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する施設
- (4) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第2項第1号及び第3項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるもの
- (5) 小規模保育事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に基づく小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもののうち、高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和3年高槻市条例第45号）第4章に基づく事業所
- (6) 事業所内保育事業所 法第6条の3第12項に基づく事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けた事業を行う事業所
- (7) 民間保育所等 市内の保育所、認定こども園（認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）、幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行を予定している幼稚園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所で本市以外が設置するもの
- (8) 特例制度 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知）別表②及び③又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）により改正された教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第19項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の期限付き特例
- (9) 受講料等補助 保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得するために要した、養成施設（法第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。以下同じ。）又は幼稚園教諭を養成する大学（以下「養成施設等」という。）の受講料等に対する補助

(目的)

第3条 学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、以下のとおりとする。

(1) 小規模保育事業所等保育士資格取得支援事業

市内の小規模保育事業所、事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所等」という。）に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等補助

(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

市内の認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者が特例制度により保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等補助

(3) 保育所等保育士資格取得支援事業

市内の保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園で本市以外が設置するものに対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等補助

(4) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設で本市以外が設置するものに対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者であって、かつ、幼稚園教諭免許状を有していない者が特例制度により幼稚園教諭免許状を取得するために要した、幼稚園教諭を養成する大学の受講料等補助

(実施要件)

第5条 受講料等補助対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 補助金交付を希望する年度内に、養成施設等において、保育士資格又は幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目の受講を原則開始し、必要科目を全て修得すること。ただし、受講内容等により、受講開始年度と取得年度が異なる場合は、この限りでない。なお、対象保育士については、大学に入学した日、大学からの受講許可を得て、科目の受講等を開始した日、受講申込み時点で入学料等を大学に支払う場合には、受講申込日のいずれか早い日を受講開始の日とし、対象保育士以外の受講料等補助対象者については、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日を受講開始の日とする。

(2) 養成施設等における必要科目を修得し、保育士資格又は幼稚園教諭免許状取得後、前条各号の各事業ごとに掲げる施設（以下「勤務対象施設」という。）において原則1年間以上勤務することが見込まれること。

(3) 対象保育士は、大学において、特例制度に基づき、必要な科目の受講を開始し、必要科目を全て修得すること。また、科目の修得後、教育職員免許法附則第19項により、幼稚園教諭免許状を取得すること。

(4) 対象幼稚園教諭は、養成施設において、特例制度に基づき、必要な科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2の規定により保育士資格を取得すること。

(5) 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けていないこと。

(実施計画書等)

第6条 本事業による補助を受けようとする施設（以下「実施対象施設」という。）は、受講料等補助を受けようとする場合は、高槻市民間保育所等資格取得支援事業実施計画書（受講料等補助）（様式第1号）を、受講開始日の属する年度内で市長が指定

する日までに、次に掲げる書類を付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 受講料等補助対象者が実施対象施設に現に常勤職員と同程度勤務していることが確認できる書類
- (2) 受講料等補助対象者が養成施設等に在学していることが確認できる書類。なお、実施計画書の提出後に受講を開始する場合は、受講を開始した後、速やかに市長に提出すること。
- (3) 養成施設等における受講内容が確認できる書類
- (4) その他市長が必要とする書類

2 市長は、前項の規定による実施計画書が提出されたときは、内容を確認し、本事業の対象の可否を判断の上、速やかに高槻市民間保育所等資格取得支援事業確認通知書（様式第2号）により実施対象施設に通知する。

（対象経費の支払い手続き等）

第7条 前条第2項の規定による通知で受講料等補助の確認を受けた実施対象施設は、高槻市民間保育所等資格取得支援事業完了報告書（受講料等補助）（様式第3号）を、受講料等補助対象者が保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、次に掲げる書類を付して、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

- (1) 受講料等補助対象者が保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類
- (2) 養成施設等の長が発行する対象経費の領収書
- (3) 養成施設等における受講内容が確認できる書類
- (4) 保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し
- (5) その他市長が必要とする書類

2 前項において、対象保育士にかかる幼稚園教諭免許状について、当該交付年度内に交付されない場合は、当該交付年度までに必要科目を全て修得したことを証明する大学の長による証明書に代えることができる。この場合、実施対象施設は幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、速やかにその写しを市長に提出すること。

（補助金）

第8条 前条の手続き後、実施対象施設を設置運営する事業者に対し、高槻市民間保育所等運営費補助金（資格取得支援事業関係）交付要綱に基づき支払うものとする。ただし、実施対象施設は、補助金の支払いを受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。

（留意事項）

第9条 受講にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 受講料等補助対象者は、養成施設等での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得すること。
- (2) 過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く）に相当する科目を履修することで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も本事業の対象とすること。
- (3) 過去に幼稚園教諭養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その科目を習得することにより幼稚園教諭免許状を取得する場合も本事業の対象とすること。
- (4) 本事業は、受講料等補助対象者が保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得し、

実施対象施設における保育士又は幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、原則、実施対象施設が対象経費を負担すること。

2 対象となる経費の算定にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 対象となる経費は、養成施設等の長が証明する養成施設等に対して支払われた入学料（養成施設等における受講の開始に際し、当該養成施設等に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及び当該経費にかかる消費税とすること。

(2) 次の経費は対象とならないこと。

ア その他の検定試験の受講料（入学検定料を含む）

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 補講費

エ 養成施設等が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用

オ 養成施設等が実施する各種行事参加に係る費用

カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用

キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等の購入費等

(3) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

(4) 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設等の長が証明する額又は養成施設等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。

(5) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。

(6) 申請時点で養成施設等に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

(7) 受講に係る領収書等は、養成施設等の長が、対象経費について発行した領収書又は養成施設等に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書」という。）とする。なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要な事項を付記したものを含む。）とする。

(8) 領収書（又は振込証明書あるいはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていること。

ア 養成施設等の名称

イ 支払者名

ウ 領収額（又はクレジット契約額）

エ 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

オ 領収日（又はクレジット契約日）

(9) 領収書等に訂正のある場合、養成施設等の訂正印又は署名のないものは無効であること。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月5日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月5日から施行し、令和8年4月1日より適用する。